

東京弁護士会の若手支援制度

近年、新規登録弁護士の急増により、若手弁護士を取り巻く環境は厳しくなったとも言われている。

その中で、東京弁護士会では、様々な角度から若手支援制度の拡充が図られてきた。2012年度には、新規登録者全員を対象としたクラス別の研修制度の新設や、蒲田法律相談センターでの若手支援制度の開始など、新たな制度が始まった。

これを機に、東京弁護士会の若手支援制度を網羅的に紹介する。

(伊藤 敬史)

CONTENTS

- I はじめに―若手支援制度の重要性
- II クラス制
 - (1) クラス制の概略 ①65期 ②64期
 - (2) クラス担任の立場から
 - (3) 受講生の立場から
- III 蒲田法律相談センターでの若手支援
- IV チューター制度(チューター制度運営協議会)
- V 会員サポート窓口
- VI こころの相談“ほっと”ライン(厚生委員会)
- VII 財政面から
- VIII 新進会員活動委員会―若手会員の立場から

I はじめに―若手支援制度の重要性



2012 年度会長 齋藤 義房 (26 期)

わが国の弁護士は、この10年間で約1万4000人増加した。東京弁護士会でも、特に2007年度(修習60期)以降登録者が急増しており、2012年度末には会員数7000名を超えた。そのうち、60期から65期までの会員だけで会員全体の約35%を占めるに至っている。現在の司法試験合格者数のままで推移すれば、今後も当会には毎年300人以上の新規会員が登録すると予測される。

このような状況の中で、近時の新入会員については、次のような指摘を耳にするようになった。

第1は、司法試験合格者の急増により司法研修所の1クラスの人数が多くなったことや修習期間短縮の結果、司法研修所同期の人的つながりが弱くなり、胸襟をひらいて自らの悩みや困りごとを相談する相手がいないという傾向がみられること。

第2は、法科大学院の教育内容のバラつきと実務修習の短縮により、実践教育が不足している若手会員が増加していること。(このことは、裁判所や検察庁も同様の認識をしており、新任の裁判官や検察官の研修に特段の手当てをしていると聴いている。)

第3に、就職問題を含む経済的困難を抱えた会員が増える中で、そのことも要因の一つとなって、弁護士登録後にメンタル面での障害を発症する会員の割合が増加の傾向にあること。

近い将来、新司法試験を経た会員が弁護士会の多数となり、会務活動を中心的に担う主体となることが予定されている。しかし、前述した近時の新入会員の傾向を反映してか、従来と比べ、若手会員に会務活動に参加する余裕と意欲が乏しくなり、弁護士会への帰属意識が全体として希薄になっているのではないかとの声が出ている。

また、若手の3分の1は先輩弁護士との交流の場である会派に入っておらず、会派に入っても活動に参加する会員は多くないとの指摘もある。

もとより、法科大学院教育の成果として多様な人材が法曹界に参入し、自らの経歴を生かしつつ活

発に弁護士会の委員会活動を行っている若手会員が存在していることも事実であり、そのことは頼もしく思っている。しかし、前述したような若手会員の全体的傾向や実状を弁護士会が直視せず対応策をとらなければ、弁護士会活動、ひいては弁護士自治への影響を防止できないであろう。

弁護士は、専門性、公共性、自治性を基本とするプロフェッションである。弁護士会は、プロフェッションとしての弁護士制度を維持・発展させる責務がある。

弁護士会は、若手会員に対し専門研修やOJTの機会を提供し、倫理研修を充実・強化する必要がある。あわせて、会員の経済的状況に配慮するとともに、弁護士の職域・業務の拡大に力点を置くべきである。さらに、メンタルケアを含む個別会員に対する相談体制・支援体制の整備・拡充は、弁護士会の喫緊の課題である。

Ⅱ クラス制 (1) クラス制の概略 ①65期



2012 年度副会長 白井 裕子 (38 期)

2012年度から新規登録弁護士を対象にクラス制を開始した。

1. 制度の概要

(1) 対象

全ての新規登録弁護士（65期以降と新規登録者）が対象になる。

(2) 目的

クラス制の目的は、第一に弁護士としての基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養、第二に新規登録弁護士会員が知り合う機会を作り業務の情報交換や、弁護士会での居場所づくりとなること、第三に会の活動・制度に関する理解・関心を高め委員会等への参加率を高めること、にある。

(3) クラス編成

20人を1クラスとして、登録順に編成する。大体新規に400名が登録することを予定し、20クラスを想定している。

(4) 具体的内容

2012年度を例にとると以下ようになる。

スケジュールと内容（2012年度）

回	日程	テーマ
1	1月	①自己紹介 ②民事事件の相談から解決まで【I】 ③経験交流 ④懇親会(会負担)
2	2月	①民事事件の相談から解決まで【II】 (証拠の収集方法も含む) ②経験交流
3	3月	①労働事件 (労働審判含む) ②経験交流
4	5月	①離婚事件 (職権探知主義、子どもへの配慮、 戸籍謄本・住民票の取得方法、見方) ②経験交流
5	7月	①消費者事件 (特別法の理解、悪徳商法等への対処方法) ②経験交流
6	9月	①相続事件 (事件解決のプロセス、調停の進め方、戸籍の集め方) ②経験交流
7	11月	①借地借家事件 (賃料不払いによる明渡請求事件を例に、内容証明・ 仮処分・訴訟・和解・強制執行という一連の手続) ②経験交流

(5) クラス別研修制度の進行方式

従来の座学型ではなく、メンバーによる自主運営方式を前提としたゼミ方式となる。

(6) 世話人

新規登録弁護士のスキルアップに会として取り組

む趣旨で、担任（登録5～10年目）、副担任（登録11年目以上）として先輩弁護士をつけている。なお、3月・7月は労働法制特別委員会・消費者問題特別委員会からの講師派遣をお願いし、世話人には1回2万円を会からお支払いした。

(7) 資料の配布

会の財政を考慮し、事業コストも計算して、職員が資料作りなどで残業したりせず、人件費も増加させないコンセプトで資料はメール配信とし、自分で印刷して持参する方法にした。

なお、メールアドレス登録は、入会申込時、会からの連絡にも使用することも承諾をいただくこととし、会員へのメール配信による広報を目指す当会の広報方針と連動することにし、65期以降は100%メール配信できる基盤ができた。

(8) 懇親会

新規登録弁護士相互の情報交換と懇親を目的に、1人あたり5000円を会負担の予算とした。

(9) 予算

世話人2人×2万円×7回×20クラス＝560万円、懇親会5000円×(400人+世話人40人)＝220万円、合計780万円の予算を組んだ。なお、従来予算化されていた新規登録弁護士向け研修費用約100万円をスクラップした。

(10) 運営

弁護士研修センター運営委員会が担当するが、クラス制を支える組織として、バックアップ協議会（司法研修所教官経験者、会派推薦者、研修センター委員5名、弁護士研修センター囑託、会長、副会長）がテキスト作成や世話人の手配をし、世話人や弁護士研修センター運営委員会、職員になるべく負担をかけない組織を立ち上げている。

2. 2012年度実施状況

- (1) 12月登録の65期は、251名であったが、①第1回研修参加者は91.7%、②懇親会参加者は80.6%、③懇親会費は94万円（決算見込）であり、高い出席率と費用減であった。
- (2) なお、2月の当会役員選挙の65期投票率は61.54%（平均47.59%、期別で第4位）と高かったが、それがクラス制の成果ならうれしい限りである。

3. 今後の方向

2012年度の常議員会で、上記システムと予算で実施し、3年後に検証することになっている。

4. 2年目以降

各クラスが自主運営方式で発展（例えば判例研究会、懇親会）してくれることを期待している。

Ⅱ クラス制 (1) クラス制の概略 ②64期



2012年度副会長 石原 修 (39期)

昨年4月、理事者会で新規登録弁護士クラス制を議論していた際、これから登録する新入会員だけではなく、まずは登録したばかりの64期会員を対象にクラス制を設け若手支援をすべきではないかとの意見が出て、私が担当となり準備を始めた。

昨年9月に64期全員にクラス制を案内したところ、82名が参加を表明し、20名のクラス2組、21名のクラス2組が誕生した。

まずは、クラス毎にメーリングリストを作り、情報の伝達・交換をすべてEメールでできる環境を整えた。次に、担任を決める必要があり、48期から52期の4名にお願いし、副担任は、すべて私が担当することとした。クラスは、今年1月から始めたため、64期は登録2年目を迎えていた。

初回は、冒頭で私がクラス制の趣旨を説明すると

ともに、弁護士倫理の問題を事例に基づき15分程度説明し、その後、担任に全てお任せした。担任の専門分野をわかりやすく説明するクラス、仕事上の悩みや相談を担当が類型別に整理して議論をしたクラスなど、それぞれの担任の個性あふれる内容であった。終了後の懇親会では、皆、クラス制を喜んでくれるとともに、64期の生の声に接することができた。各クラス計2回の講義だが、登録2年目の弁護士にとって、先輩弁護士と交わることができるこのような機会は是非とも必要であると感じた。

2012年度末までの制度であるが、4月以降も、担任・副担任も入っているメーリングリストを利用して情報交換を行い、クラス毎に自主的な勉強会をするなどして役立ててもらえれば幸いである。また会える日を楽しみにしている。

Ⅱ クラス制 (2) クラス担任の立場から

65期1組担任・広報室嘱託 西岡 毅 (61期)



1. はじめに

修習期間の短縮や弁護士人口の急増等に起因して、OJTの不足が懸念されて久しい。

今年の新入会員である65期より開始されたクラス担任制度は、かかるOJT不足を補完する趣旨のもと、新入会員を1クラス20名程度に割り振り、担任（登録5～10年）、副担任（登録11年目以上）が全7回の講義を行うというものである（なお、労働事件や消費者事件については各委員会より外部講師が派遣される予定となっている。）。

講義においては、訴状、準備書面、証拠説明書の作成といった書面作成スキルを磨くためのものから、法科大学院や司法研修所の講義ではほとんど取り上げられないものの、実務上は非常に重要と考えられるもの、例えば、依頼者との電話応対、受任時の注意点、所属事務所の先輩弁護士との関係構築などまで、弁護士に必要な能力を全方位的に網羅するべく、幅広いテーマが設定されている。

本稿執筆時点では、第1回の講義を終えており、以下、クラスの雰囲気、講義の内容、雑感などについて述べてい。

2. クラスの雰囲気

1組は20名のクラスであるが（なお、後に研修の猶予が認められた会員が1名いるため、現在の1組は19名となっている。）、第1回講義への出席者は19名と、ほとんどの新入会員が熱心さを持って出席した。

クラス割りは日本弁護士連合会の登録番号順とされているため、新入会員同士がそれほど知り合いでないという構成となっていたこともあり、第1回の講義の始めは、新入会員間での活発な議論というにはまだ十分ではなかったように思われる。しかしながら、担任、副担任から指名をしながら発言を求めていくうちに、少しずつ緊張もほぐれ、自由な発言ができる雰

囲気が醸成されたようである。

3. 講義の内容

第1回の講義は、依頼者との電話の応対から、面談、受任、訴状の作成までについて、具体的ケースを通して留意点などを検討するものであった。

電話応対から受任に至るまでの依頼者への対応について、依頼者のタイプごとの対応方法といった実務的観点からの留意点等が話し合われた。また、訴外交渉における留意点、訴外和解の際の金額の決め方といった極めて実務的な内容についても意見交換がなされた。

なお、新入会員に書面作成の経験について聞いてみると、ほとんどは訴状や準備書面の起案経験を有していたが、証拠説明書については作成経験を有していない新入会員も散見された。副担任からは、証拠説明書の重要性が述べられ、具体的な書き方などについても教示された。

4. 雑感

今回のような実務経験に根差した講義は、5年目を迎えた担任から見ても大変参考になる有意義なものに感じられた。教科書には載っていない実務の感覚や弁護士の勘とでもいうべきものを少しでも感じていただき、それが新入会員の業務の一助になることを願って、今後の講義にも取り組みたい。



5組の講義風景

Ⅱ クラス制 (3) 受講生の立場から

65期1組 小南あかり (65期)



1. 研修が始まるまで

東京弁護士会に入会後、当会では、増加する若手弁護士を支援する目的で、65期からクラス研修制度を導入したことを聞いた。

研修のことを聞いた当初は、正直なところ、「修習生の頃のようにまたクラスができるのか」「なんだかよくわからないけど、楽しいのかなあ？」という漠然とした感想を持っただけだった。

ただ、入会当時の私は、当会の中に同期の友人や親しい先輩弁護士がほとんどいなかったのも、次第に、研修をきっかけとして同じ弁護士会の中に友人や相談相手ができることを期待するようになっていた。

2. 研修の内容

研修の当日、「民事事件の相談から解決まで」というレジュメが配られ、ここではじめて研修内容の具体的なイメージを持った。

レジュメの内容は、会話形式で進んでいく事例をいくつかの場面に分けて、その場面ごとに問いを投げかけたものだった。

事例は、「法科大学院卒・社会人経験なしの新米弁護士が、所属先事務所で執務を開始した」という場面から始まる。新米弁護士がボス不在の時に法律相談の電話を受け、その後ボスや依頼者、相手方代理人と関わりながら、相談された案件について検討・調査していく過程が描かれている。そして、その過程で新米弁護士がとった対応の是非や、今後とるべき行動が問われていた。例えば、新米弁護士の電話対応がマナーとして正しいか、依頼者に指示すべき事項は何か、調査すべき事項は何か、等である。

研修は、私たち新人弁護士が、場面ごとの問いに答えていき、これに対して、クラス担任及び副担任の先輩弁護士から経験に基づく実務的な意見やアドバイスをいただくという流れで進められていった。

3. 研修中に感じたこと

まず、私を含む新人弁護士の多くが、「法科大学院卒・社会人経験なしの新米弁護士」というレジュメの中の主人公に己を重ねてみたであろう。そして、頼りなさそうな「新米弁護士」の言動に、苛立ちを覚えたり共感したりしたのではないだろうか。この「新米弁護士」は、私たちがこれから実務で経験するであろうとまどいや疑問を、リアルにイメージさせてくれたのである。おかげで、弁護士という職業についたばかりの私たちが、気を付けるべきことや知っておくべきことを意識的に確認していくことができた。

第1回目の研修は、法律知識云々を学ぶ以前に、弁護士の『たしなみ』を確認させるための機会なんだなあ、と感じた。

4. 研修の後

研修後は、懇親会が開かれた。そもそも、クラスは互いに初対面のメンバーばかりで、研修中はクラスメイトといえる関係も築けていなかった。しかし懇親会が終わる頃には、担任・副担任の先輩弁護士と私たち新人弁護士は互いに打ち解け、今それぞれが感じている不安や悩みも話せるような関係になっていた。

私は研修前に、当会の中で友人や相談相手ができることを期待していたが、これは期待通りであった。

5. 第1回目の研修を終えた感想

これから1年間にわたるクラス研修は、おそらく、私たち新人弁護士の成長に合わせたカリキュラムになっているのだろう。このような研修は、弁護士の『たしなみ』を教えていただく大切な機会でもあり、新人同士が意見交換をするなかで互いの成長を参考にしながら、共に成長していくこともできる大切な機会である。

私たち新人弁護士は、当会に与えていただいたこのような大切な機会を最大限に活用しながら、一人前の弁護士へと成長していく所存である。

Ⅲ 蒲田法律相談センターでの若手支援

2012 年度副会長 大西 英敏 (38 期)



当会は、第一東京弁護士会と共同で（本年1月からは東京三会共同開設）、蒲田法律相談センター（以下「蒲田センター」という。）を2012年10月1日より開設し、その中で当会独自の企画として若手支援を目的として次の内容の事業を開始した。

1. 目的

会員数の急激な増加の中で、即時・早期独立弁護士が自身の業務処理について経験のある弁護士に相談できる環境に恵まれない状況にあることを鑑み、若手会員の業務を支援することを目的とし、執務スペースの提供と、利用者へのOJTの機会を設けることを目的としている。

2. 内容

(1) 若手の執務スペースの確保

蒲田センター内に無線LAN等が自由に利用できる若手専用の執務室（6名同時利用可）を設けることにより、若手の良好な執務環境を確保した。利用可能なのは、登録5年未満の会員であり、利用料は現時点では無料となっている。



蒲田法律相談センターの執務室

※執務室利用の詳細は、LIBRA2012年11月号23頁をご参照ください。

(2) 法律相談の同席及び電話ガイドのモニタリング

上記執務スペースの利用者は、法律相談の面接技法等を学ぶ機会の提供を目的とし、相談者の了解を条件に先輩弁護士の法律相談への同席及び電話ガイドのモニタリングを可能としている。

(3) 先輩弁護士との共同事件処理

上記(2)で同席した面接相談が継続相談又は直接受任となった場合や、電話ガイドから面接相談又は面接相談を経て直接受任となった場合は、相談担当弁護士又は電話ガイド担当弁護士と共同で事件処理を可能とすることにより、OJTの場を提供している。弁護士報酬も通常30%（最大50%）が若手に分けられることになっている。

3. 実績

2013年2月末日の実績は、利用人数48名、電話ガイド同席15枠44件、面接相談同席57枠101件（受任6、受任予定8、継続相談46）であり、新人の利用が徐々に増えている。

幸いなことに蒲田法律相談センター自体も、大田区・品川区との連携、電話ガイドからの受任の試みも成功して順調なすべりだしとなっており、我が国初のセンターでの若手支援が大きく育つことを期待している。

* 問い合わせ先

法律相談課 TEL. 03-3581-2206

IV チューター制度

2012 年度・2013 年度チューター制度運営協議会座長 矢吹 公敏 (39 期)



1. 修習後、即時に独立して事務所を開設したり企業に就職した会員の皆さん、早期に独立した会員の皆さん、事務所に所属するものの独立採算で仕事をしている会員の皆さん、東京弁護士会のチューター制度をご紹介します。大いに利用してください。

2. 東京弁護士会チューター制度は2009年度に規則が制定されて発足した。その目的は、上記のような即時独立開業した会員等を対象として、希望があれば、1年間先輩の弁護士が事務所経営の相談に乗ったり仕事の指導をする制度である。既に、弁護士登録をしても就職ができない弁護士が散見された中で、即時独立した会員の不安を少しでも和らげることができればと考えて制度が作られた。

東京弁護士会は米国シカゴ弁護士会と友好協定を結んでいるが、同弁護士会では長年若手弁護士に対するチューター制度を実施しており、その制度に触発され、また同弁護士会と意見交換をするなどの情報交換も行いながら制度を作っていった。このような制度は日弁連にもあったが、それは電話やメールでの相談が主で、単位会でのチューター制度では、より身近なアドバイザーとなるように期待された。また、他の単位会でも同様の制度ができつつあり、東京弁護士会では、大阪弁護士会にチューター制度に関する資料を送るなど他の弁護士会への情報提供を行った。

3. これまで、3年間で28人の会員がチューター制度を利用した。仕事の仕方や内容に関する相談、事務所の運営に関する相談、弁護士の倫理に関する相談など様々である。チューターは、面談したり電話やメールで相談に応じる。相談に乗っていると、皆さん不安な中で、それでも一生懸命業務に勤しんでいることが感ぜられ、チューターの側も学ばせてもらっている。

昨年12月チューター制度運営協議会が主催して、若手の方の独立開業をテーマとしてセミナーを開催した。若くして独立したり、パブリック法律事務所で活躍した会員との座談会である。多くのパネリストが、東京やその周辺の沿線の駅で独立している。その駅では、まだ法律事務所がなかったり少なかったりして、その周辺の住民が依頼者となる。新聞の折り込み広告や隣接業種の方々への挨拶状の送付など業務拡大に取り組んでいる。研鑽も怠っていない。弁護士会が主催するセミナーや勉強会に積極的に参加している。いずれも、工夫をこらしている。新鮮であり、感じるものがあった。東京の全ての沿線の駅に少なくとも1つの法律事務所があれば、大都市での司法アクセスへの改善が図られるのではないかと思っている。

4. チューター制度のこれからのチャレンジは次のとおりである。

- (1) チューターは事件や仕事を一緒にしながら指導をしていないが、会員からはその要望がある。修習生のように、一緒にできる仕事があればよいのだが。
- (2) 法律事務所の運営について、それぞれのチューターの経験に任されている。日弁連・東弁にも関連する書籍・テキストがあるようだが、普及が十分でない。さらに普及活動に努力しよう。
- (3) チューターの利用数が思ったほど伸びない。そのため、新規登録した会員で該当するであろう方々にアンケート調査をしているが、その回収率も高くない。もっと利用される制度になるよう努力が必要である。

* 問い合わせ先
司法調査課 TEL. 03-3581-2207

V 会員サポート窓口

2012 年度会員サポート窓口連絡協議会副座長 原 哲男 (28 期)



当会の「会員サポート窓口」は、若手会員に積極的に利用していただけるよう、特に入会後2、3年以内の会員に対しては、相談に応じられる範囲をかなり広げている。そのためか、ここ数年に限ってみると、この世代からの相談案件が全体の過半数を占めている。

当窓口は、弁護士としての活動を続けていく中で、何か困ったこと、悩ましいことが起きたときの駆け込み寺と考えていただければよい。当会の会員またはその家族の方であればどなたからのご相談にも応じている。もちろん利用はすべて無料であり、守秘義務についても徹底している。

1. 相談に応じられない事項

当窓口は当会会員またはその家族の方からの幅広い悩み事についての相談に対応している。とはいえ、制度上相談に応じられない事項もある。これを要約すれば以下のようなものである。

①具体的な業務に関する相談

応じていない。訴状や準備書面の書き方、示談交渉の進め方、証拠資料の集め方などがこれにあたる。法曹の一員として登録が認められた以上、これらのことは苦勞してでもご自分で解決していただくほかない。但し、この種の案件を受任してよいか、この種の受任中案件を途中で辞任しても問題ないかなどという角度からの相談には応じており、実際にこのような相談が少なくない。

②懲戒請求・紛議調停に既にかかっている、もしくは間もなくかかりそうな案件、非弁提携の疑われる案件相談に応じていない。当窓口も、懲戒請求等もい

ずれも当会の制度であるから、一方で責任を追及し、一方で助言していたら自己矛盾に陥ってしまうからである。但し、懲戒請求・紛議調停まではいいないものの、依頼者もしくは案件の紹介者との間でトラブルになってしまっているというような案件については、若手会員に限っては相談に応じるようにしている。

その他として、

③事務所の移籍に関する相談

④ボス弁、イソ弁、同僚弁護士との間におけるトラブルに関する相談

⑤事務所の経営難に関する相談

⑥独立の仕方に関する相談

一般会員に対しては相談対象外としているが、若手会員に限ってはかなり広く相談に応じるようにしている。特に最近では、④に関連して、事務所からの退職を強く迫られているのだがどうしたらよいかという相談が多く寄せられるようになっている。この場合にも、可能な限り親身の相談を心がけているが、当窓口から直接ボス弁に注意したり、意見を述べたりということまではできないので、この点についてはご理解をいただきたい。

⑦夫婦間のトラブル、健康上の問題、借金問題その他純粋に個人的な問題

若手会員の場合でも相談対象外としている。但し、精神面で変調をきたしてしまった結果、受任事件の遂行が困難になっているという案件に限っては、可能な限りの相談に応じてきている。

2. 相談に応じている事項

当窓口は、主に以下のような事項について相談の対象としている。

- ①利益相反・弁護士法25条関係などに関する事件の受任・辞任の問題
- ②事務所の開設・閉鎖等に関する相談
- ③病気・精神疾患等による休業、会費免除に関する相談

特に、①の利益相反等に関する相談が全体の過半数を占めるほど多くなっている。懲戒や紛議にかかってしまうことを避けようとの思いから相談してこられる会員が多いようである。この場合、当窓口では2012年3月に日弁連から全会員宛てに配布された「解説 弁護士職務基本規程（第2版）」（日本弁護士連合会倫理委員会編著）に沿った回答を心がけているので、上記①に関連する案件の場合には、ご相談前にこの解説本に目を通すようにしていただきたい。なお、最近では示談交渉や訴訟の相手方弁護士の行為が利益相反行為にあたるのではないかというような相談が多く寄せられるが、これは弁護士間の紛争発生原因になるおそれもあるため回答を差し上げないことにしている。

以上を通じ、当窓口から差し上げる回答はあくまで参考意見程度のものであり、東京弁護士会として、責任をもってお答えしているものではないので、この点については是非ご留意いただきたい。

3. 具体的な相談の方法など

実際の相談に際しては、受付窓口として指定され

ている当会事務局の佐藤倫子次長宛てに簡単な書面（特に決められた書式はない）で申し込んでいただくような仕組みになっている。

受付後に相談を担当させていただく相談員は、現時点では19名（うち女性4名）のベテラン弁護士である。特に複雑あるいは困難な問題以外には、通常は1名の担当者が相談にあたり、電話、メール、FAXなどで可能な限り早い時期に回答を差し上げるようにしている。

会員サポート窓口は、理事者の補佐機関として2004年4月1日にスタートした制度である。スタート時点では、特に若手会員対策という目的ではなかったが、その後の会員数激増の影響から、必然的に若手会員からの相談に重点を置くようになってきた。

このような案件でも相談に乗ってもらえるのだろうかという疑問をもたれたら、まず気軽に声をかけてみていただきたい。相談に応じられるか否かについては、当窓口のほうで判断させていただき、速やかにその結論をお伝えすることになっている。会員サポート窓口は、これからも若手会員の皆様にとっての、“ころばぬ先の杖”でありたいと願っている。

* 問い合わせ先
会員サポート窓口 TEL. 03-3581-2202

VI こころの相談“ほっと”ライン

2012 年度厚生委員会委員長 奥山 隆之 (55 期)



夜眠れない。対人関係に悩んでいる。ゆううつで気分がすぐれない。食欲が出ない。家族とのコミュニケーションがうまくいかずに悩んでいる…。

こんな「こころの不調」を感じたら、「こころの相談“ほっと”ライン」で、心理カウンセラーによる電話、Web、面談でのカウンセリングを受けることができる。

当会は、会員のメンタルヘルスケアのため、2008 年 4 月からティーベック株式会社（プライバシーマーク認定事業者）へ業務委託し、「こころの相談“ほっと”ライン」を開設している。このサービスを実施するにあたり、利用実績等を検証するために利用者の数などの統計的情報の提供を受けているのみで、利用者の情報を調査することはないので、こころの不調を少しでも感じたら気軽に利用して欲しい。

1. 対象者

東京弁護士会の弁護士会員、外国特別会員、事務局職員（嘱託職員・パートタイム職員を含む）及びその配偶者と健康保険の被扶養者

2. 相談担当者

心理カウンセラー（臨床心理士等が対応）



カウンセリングルームの例

3. 相談内容

こころの健康問題、メンタルヘルス

4. 相談方法の概略

電話カウンセリングを受けるための電話番号（フリーダイヤル）、Web カウンセリングの利用方法等についての詳細な案内は、東弁会員サイト（<https://www.toben.or.jp/members/index.html>）→「健康と暮らし」→「こころの相談“ほっと”ライン」で確認することができる。

(1) 電話カウンセリング

受付時間 9:00～22:00 年中無休

匿名でも利用可能。同居の家族も本人のために利用可能。面談カウンセリングの予約申し込みもすることができる。

(2) Web カウンセリング

24 時間受付 年中無休

上記東弁会員サイトから「こころの相談“ほっと”ライン」の画面に入り、「相談方法 2. Web カウンセリング」の利用者団体ログイン画面にアクセスし、ログインした後に、メールアドレスを入力すると、利用案内メールが届く。返答には数日を要するので、急ぎの場合は電話カウンセリングを利用した方が良い。

(3) 面談カウンセリング

完全予約制（電話又は Web からの申し込み）

全国の提携カウンセリングルームでの面談（1 回 50 分程度）。年間 5 回まで無料。5 回を超える利用については全額自己負担。

※詳細は LIBRA4 月号に同封されているリーフレットにも記載されています。

* 問い合わせ先

会員課 厚生委員会担当 TEL. 03-3581-2203

VII 財政面から（4年目までの会員に対する支援）

2012 年度副会長 白井 裕子 (38 期)

1. 若手支援の内容

(1) 会費の優遇

東弁会費は月額18,500円であるが、2年目までの弁護士は月額5,000円、3年目の弁護士は月額10,000円、4年目の弁護士は月額15,000円と優遇している。従って、2012年度は、3月4日時点で、

65期の弁護士への減額分金18,684,000円
(内訳 13,500円×4ヶ月×346名)

64期の弁護士への減額分金58,968,000円
(内訳13,500円×12ヶ月×364名)

63期の弁護士への減額分金54,594,000円
(内訳13,500円×12ヶ月×337名)

62期の弁護士への減額分金38,964,000円
(内訳8,500円×12ヶ月×382名)

61期の弁護士への減額分金17,976,000円
(内訳3,500円×12ヶ月×428名)

の総額金189,186,000円（約1億9千万円）を若手支援に充てたことになる。

(2) 会館維持分担金の減額による支援

1991年の弁護士会館建設にあたり、新規登録弁護士も含めすべての会員は、一律130万円を負担したが、2005年度以降の総会決議により、下記の表のとおりとなった。

入会時期	会員負担額
2004年4月1日～2005年3月31日	120万円
2005年4月1日～2006年3月31日	110万円
2006年4月1日～2007年3月31日	100万円
2007年4月1日～2008年3月31日	90万円
2008年4月1日～2009年3月31日	80万円
2009年4月1日～2010年3月31日	70万円
2010年4月1日～2011年3月31日	60万円
2011年4月1日～2018年3月31日	50万円

例えば、64期の会員に対しては、減額分2億9120万円（内訳80万円×364名）を若手支援に充てたことになる。

(3) 新規登録弁護士の会員に対する研修による支援

前述したように、65期クラス制に2012年度は約278万円支出見込（2013年度は65期に金476万円、66期に金394万円の予算）、集合研修に金251万7420円、倫理研修に金8万1900円を支出している。

4年目までの会員のOJTのために、蒲田法律相談センターに執務室を設けたが、その維持費（家賃、人件費）として、2012年度は約480万円を支出している（2013年度以降年間約900万円を支出予定）。

(4) 研修受講料の優遇

1年目ネット研修費 5,000円（64期 97名）
2年目ネット研修費 7,500円（63期 42名）
3年目以降のネット研修費 15,000円
(62期以降 279名)

(5) 委員会を通しての支援

2012年度は、新進委員会に約207万円、会員サポート窓口連絡協議会に金2万円、チューター制度運営委員会に約11万円予算を充てている。

2. 若手支援の方向

一般的に、若手支援の形態を財政面から考慮した場合、その政策の方向としては、(A)会費値下げで対応する方向（現物支給型）と(B)会費は会員一律とするが、政策で還元する方向（政策還元型）の2つのパターンが考えられる。当会の場合、前述のとおり、(A)(B)どちらも採用する政策を取っているといえる。

* 問い合わせ先
財務課 TEL. 03-3581-2208

VIII 新進会員活動委員会——若手会員の立場から

2012年度新進会員活動委員会委員長 松下 賢一郎 (60期)



1. はじめに

新進会員活動委員会は、新進会員による会務活動の調査、研究及び提言等を行うことを目的として、2006年4月に発足した委員会であり、2012年度（本稿執筆時）で7年目となる。委員は登録1年目から5年目までの若手弁護士で構成されており（2012年度は60期～64期）、委員会の開催時間も、若手が出席しやすいように、毎月第3火曜日の午後6時からとなっている。若手同士の懇親や情報交換も大きな目的の一つであり、委員会後の飲み会も頻繁に（ほぼ毎回）催されている。

以下では、当委員会で行っている主な活動を紹介する。

2. 新入会員歓迎会

東京弁護士会の新入会員歓迎会を、当委員会主催で行っている。2012年度は、2013年1月8日に弁護士会館クレオで開催された。新入会員の歓迎とともに、弁護士会の組織や委員会のことをよく知ってもらうための企画であり、各委員会や関連団体の設置ブースによる説明や、景品のあたるゲームなどが行われた。2012年度は新規登録した65期の会員273名のうち、168名に出席していただくなど、毎年多くの新入会員に参加していただいている。

3. 若手弁護士に対するアンケート

当委員会では、毎年、新規登録弁護士及び登録5年目を経過した弁護士に対し、就業状況に関するアンケートを行っている。その回答結果をまとめた冊子も、2008年度以降毎年発行しており、今までに、新規登録弁護士対象のものを4冊（60期～63期対象）、登録5年目対象のものを1冊（55期及び56期対象）発行している。2012年度は、従来とは趣向を変え、

60期と64期それぞれの新規登録時のアンケート結果を比較した冊子を、3月に発行する予定である。

同冊子では、集計した回答結果の数字についての分析もさることながら、具体的回答として書かれた新規登録弁護士の生の声をできるだけ多く掲載することになっている。新規登録弁護士の実際の思いをリアルに感じることができ、興味深い資料になっていると思う。

同冊子は、日弁連や全国の各弁護士会に配布しているほか、東京弁護士会の会員（他の弁護士会会員でも可）に対しては会員課で配布しており、また、東弁・二弁合同図書館にも置いてあるので、各所での議論の参考にしていただけると幸いである。

4. LIBRA連載「via moderna 新しい道」

隔月でLIBRAに連載をしており、「法律研究部で活躍する若手に聞く」シリーズ、「地方の若手弁護士に聞く」シリーズといった、インタビュー記事を中心とした原稿を掲載している。2012年度は、北海道網走市・岐阜の若手、また、東弁の家族法部・倒産法部・不動産法部の若手に対するインタビュー等を掲載した。

各方面で活躍する若手の話を聞くことで、刺激を受け、勉強にもなる記事を目指している。ただ、インタビューに限定された連載というわけではないので、若手のための情報として適切なテーマがあれば、随時取り上げていく予定である。

5. 若手弁護士が語る会

従来「東弁会長・副会長と語る会」という名称で実施していた懇談会であるが、2012年度から「若手弁護士が語る会」という名称に変更した。毎年3回程度実施しており、2012年度は、同年7月24日、同年11月19日、2013年2月19日に実施した。

若手弁護士が、普段余り接することのない東弁の

会長・副会長と話をし、率直な意見をぶつけるというのが企画の趣旨である。ただし、2012年度は全3回のうち、第2回は会長・副会長は出席せず、若手弁護士のみで実施した。予想どおり、より遠慮のない意見が飛び出していたが、これらも当委員会の活動の中で生かしていきたいと考えている。

この「語る会」は、当委員会の委員だけでなく、登録5年目までの若手会員であれば基本的に誰でも参加できる（というより、できるだけ委員以外の会員に参加してほしい）。ビールを飲みながらの集まりなので、お気軽にご参加いただきたい。

6. 若手相談室

登録5年目までの若手会員の悩みに対し、当委員会の委員が面談し、アドバイスなどを行う若手相談室を開設している。事務所内での人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど、弁護士業務に関わることであれば、内容は特に限定していない。若手にとって、経済状況の悪化や人間関係に起因する悩みは少なくないと思われるので、お気軽にご相談いただければと思っている。

相談に関する詳細は、東京弁護士会の会員サイトに掲載されているが、基本的な流れとしては、担当窓口（wakatesoudan@toben.or.jp）宛に、①氏名・期 ②相談の内容 ③希望連絡先 ④相談員に関して特に要望する事項（ex. セクハラ事件のため女性相談員がよい。同じ会派の相談員は避けてほしい等）を記載したメールをいただければ、当委員会の委員2名が面談等の対応をする。

7. その他の活動

上記の他、弁護士会から当委員会に対して意見照会があった場合、主として若手の立場から回答書を

提出している。できるだけ多数の委員の意見を聞き、若手の状況を反映した回答を心がけているつもりであるが、「委員会活動をしている」若手、ということ自体が若手の中でも一部、といっている状況である。当委員会の意見が、必ずしも若手の多数意見とは限らないということについては、ご留意いただきたい。

また、近年は他会の若手との交流を進めている。すでに第一東京弁護士会の若手会員委員会とは、懇親会や共同でのゴルフ開催など、毎年交流を行っている。また、2013年3月には、福岡県弁護士会の若手と意見交換会を行う予定である。他の全国各地の若手の集まりとも、積極的につながりを広げていきたいと考えている。

8. おわりに

当委員会は、従来は、若手の中でも弁護士会の会務や会派での活動に熱心な会員が集まっていたところがあった。しかしながら、現在は、無派閥、早期独立、インハウス、といった委員も増えており、業界全体の変化を反映しているようにも思う。そのような中、上記の活動を行うと共に、今後弁護士としてどのように生きていくか、委員同士、日々話し合っている（といっても、もちろん堅苦しい雰囲気ではない）。

本稿が掲載されるのは、2013年4月号であるが、委員の定員には例年若干の余裕があり、年度の途中でも加入できることが多い。当委員会に興味を持たれた若手会員の方は、ぜひお問い合わせいただければと思う。

* 問い合わせ先
会員課 TEL. 03-3581-2203